

新旧対照表〔2023 年 4 月 1 日実施〕

※ご契約中のサービス、料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

サービス名称	いいだのでんき	BIGLOBEでんき	UQでんき	じぶんでんき
料金プラン	いいだのでんきM（関西D）	BIGLOBEでんきM（関西D）	UQでんきM（関西D）	じぶんでんきM（関西D）
新旧対照表	〔1〕〔2〕〔7〕	〔1〕〔3〕〔7〕	〔1〕〔4〕〔7〕	〔1〕〔5〕〔7〕

サービス名称	グランパスでんき、モンストでんき、四季でんき、SKE48でんき、Pontaでんき、ANAでんき、ARUHI でんき、よみぽでんき、ピクシブでんきプラン、JAFでんき、ペルソナでんき、でんきクラブ（タカシマヤコース）、ゆめカードでんき、グローバルポイントでんき、めぶきd e でんき、NCでんき、Vポイントでんき、わくわくでんき、おおさかecoでんき
新旧対照表	〔1〕〔6〕〔7〕

〔1〕■ でんき契約約款（関西電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款（関西電力・auEL） 2022 年 11 月 1 日実施 1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕および電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、auEL が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するとき（ただし、au でんき供給約款（関西電力・auEL）により電気の供給を受けている場合を除きます。）の電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（関西電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）によります。 なお、電気料金については、auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略） 2 でんき約款および料金表の変更 （略） (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、関西電力および auEL は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、このでんき約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。	でんき契約約款（関西電力・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施 1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕および電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、auEL が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するとき（ただし、au でんき供給約款（関西電力・auEL）により電気の供給を受けている場合を除きます。）の電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（関西電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）によります。 なお、電気料金については、auEL が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略） 2 でんき約款および料金表の変更 （略） (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、関西電力および auEL は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、このでんき約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。

(略)	(略)
6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項 なお、このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ 関西電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。 ハ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、関西電力に対し提供すること。 (略) (4) 当該一般送配電事業者が供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (略)	6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項 なお、このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。 (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ 関西電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。 ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、関西電力に対し提供すること。 (略) (4) 当該一般送配電事業者等が供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (略)
7 需給契約の成立および契約期間	7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを関西電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、関西電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (略)	(1) 需給契約は、申込みを関西電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、関西電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。 (略)
10 需給契約の単位 関西電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1)～(2) (略) (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	10 需給契約の単位 関西電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1)～(2) (略) (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。 (4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合
16 検 針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。	16 検 針 検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。
26 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (2) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	26 需要場所への立入りによる業務の実施 (略) (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
27 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担	27 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負

で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 (略) (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 (略) (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
28 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)	28 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。 なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。 (略)
29 供給停止の解除 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	29 供給停止の解除 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
31 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 なお、この場合には、auEL は、料金の減額等はいりません。	31 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 なお、この場合には、auEL は、料金の減額等はいりません。
33 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気	33 設備の賠償 (略) (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電

工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，関西電力または auEL が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，関西電力または auEL は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，関西電力または auEL が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，関西電力または auEL は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
36 需給契約の消滅 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は，次の場合を除き，お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) 二 関西電力，auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。 (略)	36 需給契約の消滅 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，auEL に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。 なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。 (2) 需給契約は，次の場合を除き，お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。 (略) 二 関西電力，auEL および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。 (略)
37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算 次の場合には，関西電力は需給契約の消滅または変更の日に，工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で，お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について，関西電力が，当該一般送配電事業者から，託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けたときは，関西電力は，お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合で，供給設備のうち契約容量等の減少に見合う部分（増加後に減	37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算 次の場合には，関西電力は需給契約の消滅または変更の日に，工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で，お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について，関西電力が，当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けたときは，関西電力は，お客さまからその金額を申し受けます。 (2) お客さまが需給契約を開始し，または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合で，供給設備のうち契約容量等の減少に見合う部分（増加後に減

少される場合で、減少される契約容量等が増加された契約容量分等を上回るときは、増加された契約容量分等といたします。）について、関西電力が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、関西電力は、お客さまからその金額を申し受けます。	少される場合で、減少される契約容量等が増加された契約容量分等を上回るときは、増加された契約容量分等といたします。）について、関西電力が、当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、関西電力は、お客さまからその金額を申し受けます。
38 解 約 等 (1) 関西電力および auEL は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。 イ お客さまが 28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力および auEL または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。 （略） (5) お客さまが、36（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、関西電力および当該一般送配電事業者需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。	38 解 約 等 (1) 関西電力および auEL は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。 イ お客さまが 28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力および auEL または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。 （略） (5) お客さまが、36（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、関西電力および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
40 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （略）	40 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （略）
41 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 関西電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、関西電力は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 （略） (3) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、関西電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、関西電力の負担で施設し、または取り付けることとされ	41 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 関西電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、関西電力は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 （略） (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、関西電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、関西電力の負担で施設し、または取り付けることとされ

ている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。この場合には、当該一般送配電事業者がその設備を無償で使用できるものといたします。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、関西電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、関西電力は、その金額をお客さまから申し受けます。	ている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等がその設備を無償で使用できるものといたします。 (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、関西電力が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、関西電力は、その金額をお客さまから申し受けます。
42 保安の責任 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。	42 保安の責任 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。
43 調 査 当該一般送配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。	43 調 査 当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
44 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を関西電力、当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、43（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	44 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を関西電力、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、43（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
45 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が	45 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が

生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。 (3) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
附 則 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。
別 表 3 負荷設備の入力換算容量 (略) (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）× 70 パーセント (略)	別 表 3 負荷設備の入力換算容量 (略) (4) 電気溶接機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）× 70 パーセント (略)

〔2〕■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略）			1 契約種別 (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者 または配電事業者 （以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略）		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310.00 円 (341.00 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	394.00 円 (433.40 円)
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)	電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)

		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)				300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)	
2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 (略)					2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 (略)				
7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) (2) 種別 M の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$					7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) (2) 種別 M の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$				

(略)	(略)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、 2022 年 12 月 1 日 から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、 2023 年 4 月 1 日 から実施いたします。

[3] ■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																						
1 契約種別 （略） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略） <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>310.00 円 (341.00 円)</td></tr><tr><td rowspan="2">電力量 料金</td><td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.46 円 (20.30 円)</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>23.37 円 (25.70 円)</td></tr></table>			税抜額 (税込額)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310.00 円 (341.00 円)	電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)	1 契約種別 （略） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略） <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>394.00 円 (433.40 円)</td></tr><tr><td rowspan="2">電力量 料金</td><td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.46 円 (20.30 円)</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>23.37 円 (25.70 円)</td></tr></table>			税抜額 (税込額)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	394.00 円 (433.40 円)	電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)
		税抜額 (税込額)																					
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310.00 円 (341.00 円)																					
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)																					
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)																					
		税抜額 (税込額)																					
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	394.00 円 (433.40 円)																					
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)																					
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)																					

		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)				300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)	
2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 （略）					2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 （略）				
7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ （略） (2) 種別 M の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ （略） 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ （略） 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$					7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ （略） (2) 種別 M の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ （略） 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ （略） 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$				

(略)	(略)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

[4] ■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（UQ でんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 （略） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 <					

		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)				300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)	
2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます。）が提供する UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービス又は UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（以下併せて「UQ サービス」といいます。）のお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、UQ サービス料金の支払状況（他の UQ でんきの料金等の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 (略)					2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます。）が提供する UQ mobile 通信サービス契約約款に定める UQ mobile 通信サービス又は UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ mobile 通信サービスⅡ（以下併せて「UQ サービス」といいます。）のお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、UQ サービス料金の支払状況（他の UQ でんきの料金等の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 (略)				
7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) (2) 種別 M の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略)					7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) (2) 種別 M の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略)				

第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$

(略)

第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$

(略)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。

第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

(略)

第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

(略)

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔5〕■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）

改定後（新）

1 契約種別

（略）

(1) 適用範囲

（略）

ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（略）

(4) 料金

（略）

		税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の15 キロワット時まで	310.00 円 (341.00 円)
電力量 料金	15 キロワット時をこえ120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)
	120 キロワット時をこえ300 キロワット時まで の1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)

1 契約種別

（略）

(1) 適用範囲

（略）

ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（略）

(4) 料金

（略）

		税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の15 キロワット時まで	394.00 円 (433.40 円)
電力量 料金	15 キロワット時をこえ120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)
	120 キロワット時をこえ300 キロワット時まで の1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)

		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)				300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)	
2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 (略)					2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 (略)				
7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) (2) 種別 M の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$					7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) (2) 種別 M の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$				

(略)	(略)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔6〕■ でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表

改定前（旧）	改定後（新）																						
1 契約種別 （略） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略） <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>310.00 円 (341.00 円)</td></tr><tr><td rowspan="2">電力量 料金</td><td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.46 円 (20.30 円)</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき</td><td>23.37 円 (25.70 円)</td></tr></table>			税抜額 (税込額)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310.00 円 (341.00 円)	電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)	1 契約種別 （略） (1) 適用範囲 （略） ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所においてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 （略） (4) 料金 （略） <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>394.00 円 (433.40 円)</td></tr><tr><td rowspan="2">電力量 料金</td><td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>18.46 円 (20.30 円)</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき</td><td>23.37 円 (25.70 円)</td></tr></table>			税抜額 (税込額)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	394.00 円 (433.40 円)	電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)
		税抜額 (税込額)																					
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310.00 円 (341.00 円)																					
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)																					
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)																					
		税抜額 (税込額)																					
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	394.00 円 (433.40 円)																					
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.46 円 (20.30 円)																					
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	23.37 円 (25.70 円)																					

		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)				300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.09 円 (28.69 円)	
2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 (略)					2 承諾の限界および遵守事項 (1) 承諾の限界 auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定める KDDI サービスの利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（auEL または KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。 (略)				
7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) (2) プランMの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$ (略) 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日}}$					7 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1 月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) (2) プランMの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) 第 1 段階料金適用電力量 = 105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ (略) 第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$				

(略)	(略)
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2022 年 12 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

〔7〕■ でんきサービスに関するポイント特典付与条件

改定前（旧）	改定後（新）																										
第5条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に指定サービス（au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>5, 0 0 0 円未満</td><td>0. 5 %</td></tr><tr><td>5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満</td><td>2 %</td></tr><tr><td>8, 0 0 0 円以上</td><td>3 %</td></tr></table> （略） 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第 1 2 条第 4 項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>5, 0 0 0 円未満</td><td>1 %</td></tr><tr><td>5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満</td><td>3 %</td></tr></table>	本件対象額	還元率	5, 0 0 0 円未満	0. 5 %	5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	2 %	8, 0 0 0 円以上	3 %	本件対象額	還元率	5, 0 0 0 円未満	1 %	5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	3 %	第5条（本ポイントの付与） （略） 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に指定サービス（au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいいます。以下同じとします。）のいずれも紐づけて管理されていない場合、でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table> （略） 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、または第 1 2 条第 4 項に該当する場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める種類の本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1%</td></tr></table>	本件対象額	還元率	8,000 円未満	0.5%	8,000 円以上	1%	本件対象額	還元率	8,000 円未満	0.5%	8,000 円以上	1%
本件対象額	還元率																										
5, 0 0 0 円未満	0. 5 %																										
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	2 %																										
8, 0 0 0 円以上	3 %																										
本件対象額	還元率																										
5, 0 0 0 円未満	1 %																										
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	3 %																										
本件対象額	還元率																										
8,000 円未満	0.5%																										
8,000 円以上	1%																										
本件対象額	還元率																										
8,000 円未満	0.5%																										
8,000 円以上	1%																										

(略)	8, 0 0 0 円以上	5 %	(略)
第 1 2 条（本ポイントの付与に係る特約） 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（UQ でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。 2 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 2 項及び第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。 3 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは KDDI のビッグロブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限りま (略) 4 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、本件契約者の BIGLOBE ID に指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第 5 条第 4 項に基づき、本件付与ポイントを付与しま			第 1 2 条（本ポイントの付与に係る特約） 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（UQ でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（5G）通信サービス、au（LTE）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスをいうものとします。 (削除) 2 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは KDDI のビッグロブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）をいうものとします。但し、次の各号に定めるサービス（以下「指定回線サービス」といいます。）のいずれかが、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、KDDI 請求の適用を受けている場合に限りま (略) 3 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（BIGLOBE でんき）で定める契約種別である場合、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の 25 日の時点において、本件契約者の BIGLOBE ID に指定回線サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合は、第 5 条第 4 項に基づき、本件付与ポイントを付与しま

す。

5 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

6 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のモンスターでんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。なお、株式会社ミクシィが別途実施する特典提供が事情により中止・終了した場合、本項の適用は行わず、第 5 条の定めに従います。

7 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。

提供条件
四季でんき提供条件
A N A でんき提供条件
ARUHI でんき提供条件
よみぽでんき提供条件
ピクシブでんきプラン提供条件
ペルソナでんき提供条件
でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件
ゆめカードでんき提供条件
グローバルポイントでんき提供条件
めぶき d e でんき提供条件

（削除）

（削除）

4 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、以下の提供条件または料金表で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、本件付与ポイントを付与しません。

提供条件
四季でんき提供条件
A N A でんき提供条件
ARUHI でんき提供条件
よみぽでんき提供条件
ピクシブでんきプラン提供条件
ペルソナでんき提供条件
でんきクラブ（タカシマヤコース）提供条件
ゆめカードでんき提供条件
グローバルポイントでんき提供条件
めぶき d e でんき提供条件

<table><tr><td>N C でんき提供条件</td></tr><tr><td>Vポイントでんき提供条件</td></tr><tr><td>わくわくでんき提供条件</td></tr><tr><td>テレビ松本でんき提供条件</td></tr><tr><td>おおさか eco でんき提供条件</td></tr></table>	N C でんき提供条件	Vポイントでんき提供条件	わくわくでんき提供条件	テレビ松本でんき提供条件	おおさか eco でんき提供条件	<table><tr><td>N C でんき提供条件</td></tr><tr><td>Vポイントでんき提供条件</td></tr><tr><td>わくわくでんき提供条件</td></tr><tr><td>テレビ松本でんき提供条件</td></tr><tr><td>おおさか eco でんき提供条件</td></tr><tr><td>グランパスでんき提供条件</td></tr><tr><td>モンストでんき提供条件</td></tr><tr><td>SKE48 でんき提供条件</td></tr><tr><td>でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）</td></tr></table>	N C でんき提供条件	Vポイントでんき提供条件	わくわくでんき提供条件	テレビ松本でんき提供条件	おおさか eco でんき提供条件	グランパスでんき提供条件	モンストでんき提供条件	SKE48 でんき提供条件	でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）
N C でんき提供条件															
Vポイントでんき提供条件															
わくわくでんき提供条件															
テレビ松本でんき提供条件															
おおさか eco でんき提供条件															
N C でんき提供条件															
Vポイントでんき提供条件															
わくわくでんき提供条件															
テレビ松本でんき提供条件															
おおさか eco でんき提供条件															
グランパスでんき提供条件															
モンストでんき提供条件															
SKE48 でんき提供条件															
でんき契約約款料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）、でんき契約約款（東京電力・auEL）料金表（じぶんでんき）またはでんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表（じぶんでんき）															
8 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の SKE48 でんき提供条件で定める契約種別である場合、第 5 条の定めにかかわらず、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、当社は、本件付与ポイントを付与しません。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。 9 （略） 10 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第 1 条（2）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、本	（削除） 5 （略） 6 当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL の Ponta でんき提供条件第 1 条（2）で定める契約種別である場合、第 5 条第 2 項及び第 4 項に定める指定サービスとは、第 5 条第 2 項及び第 4 項の定めにかかわらず、au 約款に定める au（LTE）通信サービス、au（5G）通信サービス、UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ、povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービスまたは au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に定める Ponta 会員 ID をいうものとします。かかる場合で、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されていない場合、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律														

件付与ポイントのポイント数は本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。	150 ポイントを還元します。また、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、第 5 条第 4 項の定めにかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 150 ポイントを還元します。														
第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）（略） 3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table border="1" data-bbox="125 823 1048 1139"><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2, 5 0 0 円未満</td><td>本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満</td><td>本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6, 0 0 0 円以上</td><td>本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額</td></tr></table> 4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与され	本件対象額	還元率	2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額	第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）（略） 3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されていない場合かつ第 12 条第 4 項を満たしていない場合で、第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 <table border="1" data-bbox="1234 823 1984 960"><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>8,000 円未満</td><td>1%</td></tr><tr><td>8,000 円以上</td><td>1.5%</td></tr></table> 4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に第 5 条第 2 項、第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 9 項で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合または第 12 条第 4 項を満たす場合で、第 5 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんきMプラン（関西）または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求（関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします）が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しない	本件対象額	還元率	8,000 円未満	1%	8,000 円以上	1.5%
本件対象額	還元率														
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1. 0 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 4. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 5. 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額														
本件対象額	還元率														
8,000 円未満	1%														
8,000 円以上	1.5%														

る本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2, 5 0 0 円未満	本件対象額に 1 . 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
2, 5 0 0 円以上 6, 0 0 0 円未満	本件対象額に 5 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額
6, 0 0 0 円以上	本件対象額に 6 % を乗じた額に 5 1 ポイントを加算した額

5 本条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 3 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントを還元します。

6 本条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 4 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントを還元します。

附則

（適用期日）

本改正規定は、2 0 2 3 年 2 月 2 7 日から適用します。

ものとします。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
8,000 円未満	1%
8,000 円以上	1.5%

5 本条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 3 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。

6 本条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合は、第 4 項の定める還元率にかかわらず、本件付与ポイントのポイントは本件対象額の金額の多寡を問わず一律 200 ポイントを還元します。

附則

1 （適用期日）

本改正規定は、2023 年 4 月 1 日から適用します。

2 第 5 条（本ポイントの付与）に係る経過措置

(1) 第 5 条第 2 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 2 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
5,000 円未満	0.5%
5,000 円以上 8,000 円未満	2%
8,000 円以上	3%

(2) 第 5 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 5 条第 4 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

本件対象額	還元率
-------	-----

5,000 円未満	1%
5,000 円以上 8,000 円未満	3%
8,000 円以上	5%

3 第 12 条（本ポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

(1) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が料金表（じぶんでんき）で定める契約種別である場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 2 項の表、第 5 条第 4 項の表及び第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(2) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のグランパスでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(3) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のモントでんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

(4) 第 12 条第 4 項の定めに関して、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、auEL のSKE48 でんき提供条件で定める契約種別であり、判定日の時点において、本件契約者の au ID に指定サービスが紐づけて管理されている場合、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件付与ポイントのポイント数の算定に用いる還元率は、第 5 条第 4 項の表および第 12 条第 4 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 0.5%とします。

4 第 13 条（関西エリアにおけるガスサービス利用時のポイントの付与に係る特約）に係る経過措置

(1) 第 13 条第 3 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 3 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。

	<table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2,500 円未満</td><td>本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2,500 円以上 6,000 円未満</td><td>本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6,000 円以上</td><td>本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr></table>	本件対象額	還元率	2,500 円未満	本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	6,000 円以上	本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額
	本件対象額	還元率							
	2,500 円未満	本件対象額に 1.0%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 4.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
	6,000 円以上	本件対象額に 5.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額							
(2) 第 13 条第 4 項に定める還元率に関して、2023 年 4 月および 5 月に請求する本件対象額に基づく付与ポイントの還元率は第 13 条第 4 項の表にかかわらず、次のとおりといたします。									
<table><tr><th>本件対象額</th><th>還元率</th></tr><tr><td>2,500 円未満</td><td>本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>2,500 円以上 6,000 円未満</td><td>本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr><tr><td>6,000 円以上</td><td>本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額</td></tr></table>	本件対象額	還元率	2,500 円未満	本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	6,000 円以上	本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額	
本件対象額	還元率								
2,500 円未満	本件対象額に 1.5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
2,500 円以上 6,000 円未満	本件対象額に 5%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
6,000 円以上	本件対象額に 6%を乗じた額に 51 ポイントを加算した額								
(3) 第 13 条第 5 項に定める還元率に関して、第 13 条第 3 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 5 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 300 ポイントとします。									
(4) 第 13 条第 6 項に定める還元率に関して、第 13 条第 4 項を満たし、当該本件契約者のでんき契約に係る契約種別が、「Ponta でんき 2M（関西 D）」の場合の 2023 年 4 月および 5 月の本件付与ポイントのポイント数は、第 13 条 6 項の定めにかかわらず、本件対象額の金額の多寡を問わず一律 400 ポイントとします。									